隣接森林との境界確認書類の省略について

年　　月　　日

内子町長　様

住　所

氏　名

本伐採及び伐採後の造林の届出にあたり添付が必要である「隣接森林との境界確認書類」は、次の理由により省略します。

なお、境界に関する争いが生じた場合には、届出者の責任において対応します。

【境界確認書類を省略する理由】※現地の実情に該当しない文言は取消線にて削除

　①届出者が隣接森林から距離を置いて伐採することを誓約するため。

②現地に境界杭が存在し境界が明確であるため。

③谷や尾根、道路や柵などの地物により境界が明確であるため。

④立木の標示や林相により境界が明確であるため。